



大阪
社会
保険
時報

大阪
505

幸多き年でありますように！

迎春

平成25年 元旦

藤本 俊一

職場内で回覧しましょう

新年のごあいさつ

財団法人
大阪府社会保険協会
会長 中川 能亨



謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

皆様方には、お健やかに新春をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。

昨年は、本協会の事業運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大震災から1年10カ月、いまだに放射能汚染・放置された瓦礫の処分問題等で帰宅できず、避難を余儀なくされておられる多くの方々を考えると、今年こそ、被災地の1日も早い復興とともに日本経済の回復を期待したいところです。

そのような厳しい社会情勢ではありますが、私ども財団法人大阪府社会保険協会は、この度の公益法人制度改革に基づき、2月1日から一般財団法人大阪府社会保険協会として、新しくスタートする予定です。

つきましては、これを機に社会保険制度の普及・広報宣伝活動をはじめ、被保険者とそのご家族の皆様方の健康づくりや疾病予防等の事業をより積極的に取り組んでまいります。

社会保険制度に関する広報活動は、本協会が全国健康保険協会並びに日本年金機構と連携を密にしながら、毎月作成する『社会保険時報』等をホームページで公開する傍ら、登録いただいた事業所様には、メールマガジンにより『時報』の掲載等をお知らせしております。

また、会員の事業所様には、年4回発行の『協会だよりおおさか』に社会保険各種届書記入例集等の《参考冊子》を同封し、制度説明会・年金・労務講習会の開催のご案内や、被保険者等の保健厚生についても積極的に推進いたしております。

このように私ども大阪府社会保険協会は、皆様にとり必要とされる組織を目指し、情報発信の拠点としての使命を果たす所存でございます。

いずれにいたしましても、これからの超高齢化社会を見据え、将来的により安定した社会保険制度の確立に多くの期待が寄せられている現状のもとで、社会保険協会事業の重要性を鑑み、役職員一同、決意を新たに精励してまいりますので、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年も皆様方には充実したよき1年となりますようにお祈りいたしまして、新年のごあいさつといたします。

新年のごあいさつ



日本年金機構 近畿ブロック
本部長 藤田 厚

新年あけましておめでとうございます。

日頃より、公的年金事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本年金機構は、設立からはや3年が経過しました。

この間、年金記録問題の早期解決に向けて、「ねんきん特別便」や「紙台帳等の記録とコンピュータ記録の照合によるお知らせ便」をお送りし、確認をお願いする等のさまざまな施策に取り組んできたところです。

その結果、「ねんきん特別便」等に関する作業についてはほぼ終了し、残る「紙台帳等の記録とコンピュータ記録との突き合わせ作業」についても、平成25年度中を目途に全件の突き合わせ作業が終了する見込みとなっております。

しかしながら、いまだにご本人につながらない記録が多数残っており、これらの記録は、ご本人にお申し出いただかなければ、持ち主につながらないのではと考えております。

そのことから、平成25年1月末より、記録にもれや誤りがあるのではとご心配のある方から、心当たりの記憶を申し出ていただく「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を実施することといたしました。

1人でも多くのおお客様の記録回復につなげたいと考えておりますので、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私たちは、サービスの質にこだわり、基幹業務である適用・保険料の徴収・給付・相談・記録管理を確実に実施することが国民の皆様からの信頼回復につながるものと考えております。

より一層のご支援、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様のご健康とご多幸を心から祈念申し上げます、新年のご挨拶といたします。



全国健康保険協会 大阪支部
支部長 村松 俊彦

新年あけましておめでとうございます。

皆様方には、お健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

平素は、協会けんぽの健康保険事業の円滑な推進に格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、長引く不況の影響により標準報酬月額が落ち込む一方、医療費は年々増加しており、収支の不均衡はますます大きくなっております。また、高齢者医療制度への拠出金が全支出の4割を占めていることから、協会けんぽの財政は充足以来、厳しい状況が続いており、健康保険料率は3年連続の引き上げとなりました。皆様方には多大なご負担をおかけしておりますことを、大変心苦しく思っております。

このような状況のなか、協会けんぽでは、事業主様をはじめ加入者の皆様のご負担は、すでに限界であるとして、これまで国庫補助率を健康保険法の上限である20%へ引き上げることや、高齢者医療制度の抜本的な見直しなどを政府や関係各所へ強く要請してまいりました。

昨年5月からは、これらの実現に向けた署名活動に取り組み、お陰様で約320万人もの署名をいただきました。また、11月には協会設立後初めて全国大会を開催するとともに、国会議員要請をおこない、署名については内閣総理大臣あてに提出いたしました。ご協力ありがとうございました。

私ども協会けんぽでは、少子高齢社会を迎え、健康保険制度を安定的に運営することがますます重要であると考えており、今後とも医療費の適正化、さらなる業務の効率化、サービス向上に努力してまいりますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新年にあたり、皆様のますますのご活躍とご多幸を祈念申し上げます、年頭のごあいさつとさせていただきます。

平成25年分の所得税から適用される 復興特別所得税

平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）」が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。

復興特別所得税の概要は以下のとおりです。

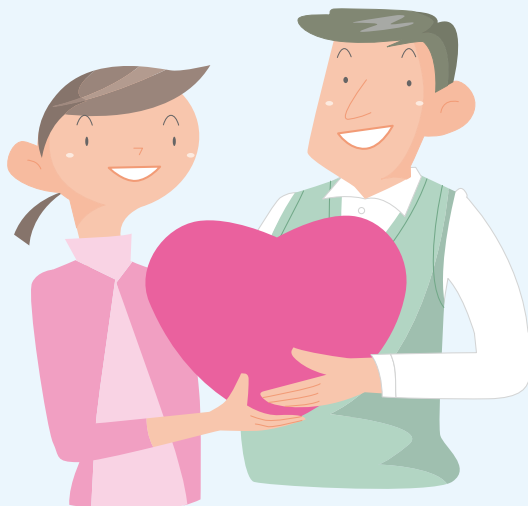
- 復興特別所得税は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、あわせて源泉徴収されます（平成25年2月に支払われる年金から復興特別所得税の課税対象となります）。

※国外居住者に支払う年金も復興特別所得税の課税対象となります。

- 源泉徴収される復興特別所得税の額は、源泉徴収される所得税の額の2.1%相当額とされています。
- 復興特別所得税の源泉徴収は、所得税の源泉徴収の際にあわせて行うこととされているため、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して合計税率を乗じて計算した金額を源泉徴収します。
- 合計税率は次の計算で求めることになります。

$$\text{合計税率} = \text{所得税率} \times 102.1\%$$

※算出した所得税および復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。



ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

20歳になったら国民年金

あなたの将来を支えます

国民年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような「万が一」の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支えあう制度です。

20歳になったら、すべての方が国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務付けられています。忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

これが国民年金のメリットです

その1 老後をずっと支える終身の年金

生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です（生涯受け取れる年金額は平均寿命で計算すると、納めた保険料の1.5倍以上）。

その2 不測の事態に備える保険としての年金

「万が一」のとき、障害年金や遺族年金が受けられます。

その3 納めた保険料分は税金の負担が軽減

納めた保険料は全額「社会保険料控除」の対象となり、税金が安くなります。

その4 国民年金は、経済の変動にも負けません

賃金や物価の変動にあわせて、年金額が改定されるため、年金の価値が保障されます。



国民年金保険料の納付方法は？

平成24年度(平成24年4月分～平成25年3月分)の保険料は月額14,980円です。

口座振替を利用すると月々の保険料が割引される制度があります。

納付書により納付できるのは、お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどです。

また、クレジットカードを使って納付することもできます（事前に申し込み手続きが必要です）。

そのほか、自宅からインターネットなどを利用する電子納付も可能です。

保険料を納めるのが難しい方は？



所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きによって保険料の納付が免除または猶予される制度があり、次の3種類があります。

①免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより、保険料の納付が1/4～全額免除されます。

②若年者納付猶予制度

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

※国民年金に関して詳しくお知りになりたいときは、日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) をご覧いただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせ

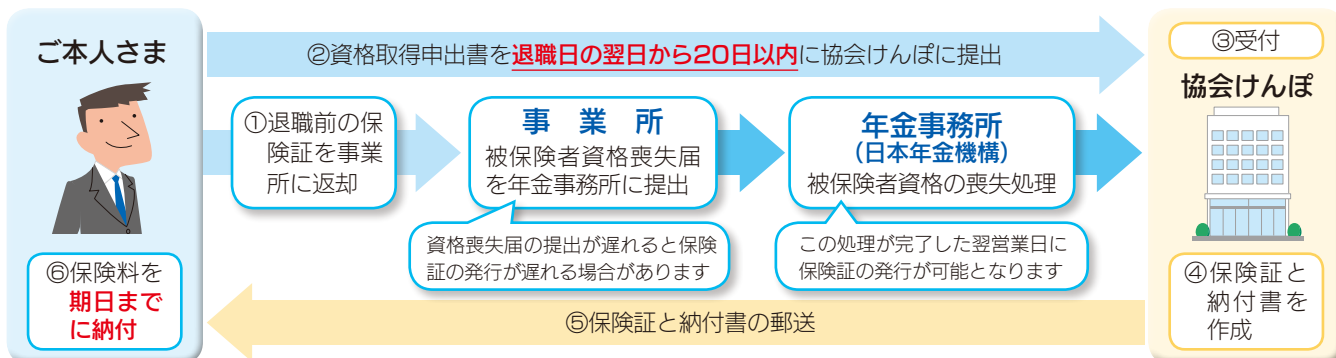
退職後の健康保険加入のご案内

～協会けんぽにご加入の皆さまへ～

退職後の健康保険は、ご自身で手続きが必要で、大きく分けて次の3つの方法があります。
保険証が使えるのは退職日までですので、退職時に事業所へご返却ください。

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	ご家族の勤務先
加入条件	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が継続して2カ月以上あること。 退職日の翌日から20日以内に手続きすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。 ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 保険料は、加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります。 お住まいの市区町村により保険料額が異なります。 ※離職理由(倒産、解雇など)により保険料が減免されることがあります。	保険料は、退職前に控除されていた保険料を2倍した額になります。 ※ただし、保険料の上限があります。また、お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合等、2倍にした額とならない場合があります。	被扶養者の保険料負担はありません。

任意継続の申請から保険証発行までの流れ



※退職した事業所の保険証を持っておられる場合は、すみやかに退職した事業所へご返却ください。

※保険証が送付されるまでに医療機関で診療を受けて全額自己負担された場合は、保険証が届いた後に、「療養費支給申請書」をご提出いただくことで、保険負担分を払い戻しいたします。

任意継続のご申請には、任意継続資格取得申出書・制度説明用チラシ・提出用封筒がセットになった「協会けんぽ継続セット」が大変便利です。お取り寄せについては、電話またはFAX(ホームページに専用の送付依頼書があります)で当支部にご連絡ください。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,98.html>

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽからのお知らせ

「医療費のお知らせ」を2月中旬に送付します

協会けんぽでは、加入者の皆さまに、健康に対する意識を高めていただき、医療保険事業の健全な運営に結びつけることを目的に、年に1回「医療費のお知らせ」を事業主さまあてにお送りしています。今年も下記のとおり実施いたしますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

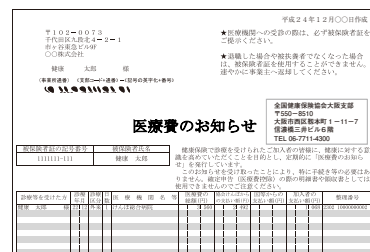
●対象者…加入者（被保険者および被扶養者）の皆さま

●送付先…事業主さま

●期 間…平成23年10月診療分～平成24年9月診療分

(平成23年12月～平成24年11月に受付した医療機関等からのレセプト等に基づき作成)

●時 期…平成25年2月8日(金)～13日(水) (順次送付予定)



〈通知イメージ〉

- ◆医療機関等（医科、歯科、調剤薬局、整骨院等）で受診していない方の分は作成されません。
- ◆「医療費のお知らせ」を受け取ったことにより、とくに手続き等の必要はありません。
- ◆確定申告（医療費控除）の際の明細書や領収書としてはご使用できませんので、ご注意ください。

◆事業所（事務担当者）さまへのお願い

- ・記載内容は個人情報となりますので、開封せずにそのままお渡しください。
- ・退職されている等の理由で「医療費のお知らせ」をお渡しいただくことができない場合は、お手数ですが同封の返信用封筒にて当協会あてにご返送いただきますようお願いいたします。

インターネットサービスによる医療費情報の提供もおこなっております！

- 協会けんぽホームページからユーザID・パスワード払出の申請が必要です。
※1週間程度で払出のうえ郵送いたします。
- 過去2年分の医療費情報が照会可能です。
- ユーザID・パスワードの払出月の翌月の21日頃から照会可能です。
- 詳細は協会けんぽホームページをご覧ください。 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp>

平成25年度より

ご家族さま向け特定健康診査受診券をご自宅へ

例年、40歳以上の被扶養者（ご家族）さま向け、「特定健康診査受診券」を4月上旬に事業主さまに送付していますが、

平成25年度からは
被保険者（ご本人）さまのご自宅に直接送付

することになりました。なお、被保険者さま用の生活習慣病予防健診のご案内は従来どおり事業主さまに送付いたします。従業員の皆さまにご周知をお願いいたします。

生活習慣病予防健診のご案内

→ 従来どおり事業主さまへ

特定健康診査のご案内

→ ご自宅へ

気になる年金記録、再確認キャンペーン

～あなたの気になる年金記録、もう一度ご確認を～

- 年金記録問題について、日本年金機構ではその解決に向けて、これまでお客様に対してねんきん特別便やねんきん定期便等をお送りし、お客様自身に記録のご確認をお願いしてきました。
- また、古い被保険者名簿といった紙台帳や市町村の保有する納付記録と、機構が保有するコンピュータ記録との突き合わせ作業も進めてきました。
- しかし、こういった対策にもかかわらず、いまだに2,200万件余りの記録が未統合の状態となっています。
- ご承知のように、本年10月から国民年金については過去10年分の保険料の追加の納付が可能となったほか、また、社会保障と税の一体改革法案の成立により、消費税の税率引き上げと連動した形ではありますが、年金受給に必要な加入年数が25年間から10年間に短縮されるなど、従来に比べ年金受給がより容易になることになりました。
- したがって、現在未統合となっている記録をご本人の記録に結びつけることにより、現在年金を受給されている方の年金額の増加に繋がるだけでなく、これまで無年金だった方に新たに受給権が発生するといったことも想定されることとなります。

キャンペーンの趣旨

- こういった状況等もあり、日本年金機構においては平成25年1月末から、未統合記録についてご自宅のパソコンからねんきんネットで検索できるといった対応を開始するほか、厚生労働省とも協力して、これを機会にご自身の記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方に、もう一度年金記録を確認いただき、年金事務所にご相談いただく「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を開始することとしました。



ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

あなたの気になる年金記録 もう一度、ご確認を！

いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。
あらためて、ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、
ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

約9人に1人、年金記録が見つっています

若い頃に勤めていた
記録が見つかった

例

年額 **98**万円 ▶ **234**万円

結婚前の旧姓の
記録が見つかった

例

年額 **43**万円 ▶ **154**万円

名前の読み方が
誤って登録されていた
記録が見つかった

例

年額 **0**円 ▶ **137**万円

こんな方は
ぜひ、ご確認を！

- 転職が多い
- 姓(名字)が変わったことがある
- いろいろな名前の読み方がある

年金記録の確認は「ねんきんネット」が簡単・便利！

ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もいらっしゃいます

☎ **いつでも最新の年金記録を確認できます！**

「ねんきんネット」では、時間を気にせず、24時間いつでも、最新の年金記録を確認できます。

☎ **記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！**

年金に加入されていない期間、標準報酬月額の大きな変動など、確認いただきたい記録が、
わかりやすく表示されています。

☎ **平成25年1月末から、氏名や生年月日等を入力して、持ち主不明の記録のなかにも、
ご自身の記録があるかどうか調べることができます。**

お問い合わせ先

ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル



0570-058-555

※050または070から始まる電話で
おかけになる場合 ▶ 03-6700-1144

【受付日時】 月～金曜日 9:00～20:00 第2土曜日 9:00～17:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用になれません。

インターネットサービス「ねんきんネット」で 将来の年金額を試算 できるようになりました!

**ライフプランに合わせて
年金額の試算ができます!**

「将来、年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの?」

「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度の年金を受け取れるの?」

など、グラフでわかりやすく表示します。

※すでに老齢年金をお受け取りの方はご利用いただけませんので、あらかじめご了承ください。

「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」などの内容がご自宅で確認できます!

**いつでも、最新の年金記録が
確認できます!**

**記録の「もれ」や「誤り」の発見が
容易になります!**



具体的な年金見込額試算の例

これまで

ねんきんネット

中高年の方



58歳男性の例

ねんきん定期便での見込額(※)
61歳～64歳 795,000円
65歳～ 1,812,500円

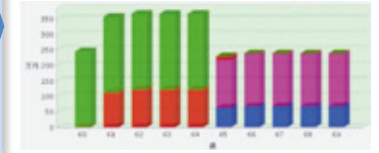
※60歳以降、厚生年金に加入されていない前提

今後の給料の入力

現在の仕事を継続
65歳まで
給与 240,000円

見込額 (在職老齢年金)

61歳～64歳 637,500円
65歳～ 1,910,700円



若年の方



33歳女性の例
(厚生年金に13年加入)

ねんきん定期便での見込額(※)
380,600円

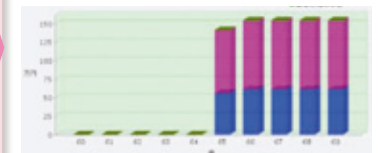
※これまでの加入実績のみでの見込額

今後の給料の入力

現在の仕事を継続
60歳まで
給与 200,000円

60歳まで加入後の見込額

1,356,000円

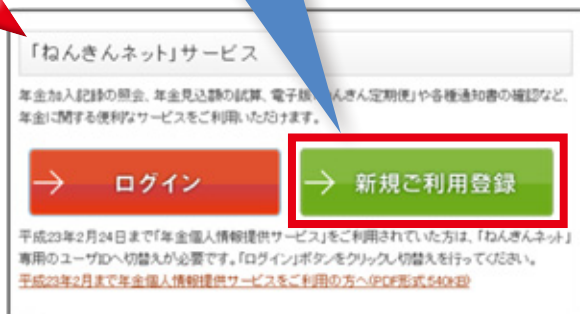


まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

1. 日本年金機構のホームページにアクセス



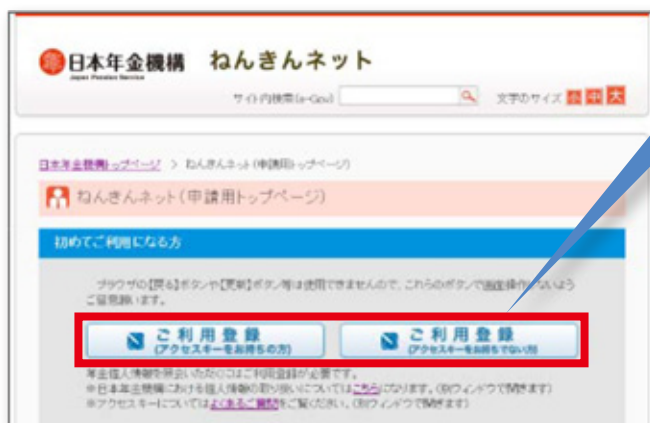
「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。

2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



「ねんきんネット（申請用トップページ）」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

●アクセスキーとは…

お客様の誕生月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合も、利用登録が可能です。

なお、ユーザIDがお手元に郵送されるまで、5日程度（土日、祝日を除く）かかります。

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。



くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144